第八条の十八中「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改める。

第八条の十九中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に、「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」に改める。

第八条の二十第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の二十一中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改める。

第八条の二十二中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前事業年度等開始日」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「被合併法人等七年前事業年度開始日」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」に改める。

第八条の二十四中「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改める。

第九条中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に、「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前事業年度等開始日」に改める。

第九条の七第十二項第二号イ中「同令第百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。」を削り、同条第二十七項中「又は第四項に規定する申告書」を「、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書」に、「当該申告書）で」を「当該申告書又は更正請求書）で」に、「の記載があるものを提出した」を「を記載した総務省令で定める書類の添付がある」に、「当該申告書を」を「当該申告書又は更正請求書を」に改め、「連続して」を削り、「金額に関する事項の記載」を「金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付」に改める。

第九条の八の二及び第九条の八の三第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第九条の八の六（見出しを含む。）中「第五十三条第三十七項第三号」を「第五十三条第三十六項第三号」に改める。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十六項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十項」を「同条第三十九項」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第三十項」を「第五十三条第二十九項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十一項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十二項」に、「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十項」に改め、同項第二号中「第五十三条第三十項又は第三十一項」を「第五十三条第二十九項又は第三十項」に改める。

第九条の十五第一項の表八月の項中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改め、同表十二月の項及び三月の項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

（徴税吏員の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第二十条の二　道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第二十条の二の十一中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法（　）に改め、「第百十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」の下に「（同項第三号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」を加える。

第二十条の二の十七第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十一条の八第一項」に、「第二十一条の九、」を「第二十一条の八、」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項を次のように改める。

法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十七条第一項	この項	この項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項）
	に算入された	又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された
第五十九条第二項		同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九条第二項
第五十八条第一項		同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項
法人税法第五十七条第二項	欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び第五項又は第九項	未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項
	次項及び第八項	以下この目
	欠損金額に限るものとし、前項	欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項
	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
	除く。以下この項において「未処理欠損金額」という	除く。）をいう。以下この項において同じ